令和 6 年度に小学校入学予定のお子さまがいる保護者の皆さまへ

就学援助費（入学準備金）の入学前支給のお知らせ

就学援助制度は、経済的な理由により学用品費や給食費の支払い等でお困りの保護者を対象として、義務教育の期間中に就学に必要な費用の一部を援助する制度です。

阿南市では、就学援助の要件に該当すると認められる世帯の保護者に、「新入学児童生徒学用品費」を入学準備金として入学前に支給いたします。

希望される方は、次のとおり申請書を提出してください。

1 就学援助（入学準備金）を受けられる方

◎申請する時点で、以下の(1)～(4)すべてに該当する世帯の保護者が対象となります。

（1）阿南市に住民票を有している世帯（令和6年2月末日までに阿南市外に転出される方を除く。）

（2）保護者が養育する子のうち、令和6年度に小学校に入学予定の子がいる世帯

（3）生活保護を受給していない世帯（入学準備金は、生活保護費から支給されます。）

（4）就学援助制度の認定基準で、「準要保護者」に該当する世帯※1

※1は裏面参照

2 支給額等

・支 給 額　54,060円（ランドセル・制服等入学に必要なものを購入する費用として）

・支給時期　令和6年3月中旬

・支給方法　申請書に記載の口座に振り込みます。

3 申請方法

◎裏面のとおり

※入学準備金の受給を希望する方は、必ず申請が必要となります。

4 結果通知

◎審査のうえ、認定の可否を決定し、令和6年2月中旬に申請者宛に郵送により通知します。

5 注意事項

・令和6年2月末日までに阿南市外に転出された場合は、「入学準備金」の支給対象にはなりません。申請後に阿南市外に転出される場合は、教育委員会に申し出てください。

・令和6年3月1日以降に転出された場合は、転出先の市区町村の教育委員会に阿南市で入学前支給が行われた旨を通知します。

・他市区町村から転入された方で「入学準備金」に相当する支給を既に受けている場合は、阿南市の「入学準備金」又は「新入学児童生徒学用品費」を受給することはできません。

6 お問い合わせ

阿南市富岡町トノ町12番地3

阿南市教育委員会学校教育課（阿南市役所庁舎5階） TEL22－3390

入学準備金の申込方法

以下のとおり、申請書に必要事項を記入し、阿南市教育委員会学校教育課に提出してください。提出時に確認をさせていただきますので、添付書類に不足のないよう持参してください。

なお、「阿南市就学援助認定(変更)申請書」は、学校教育課に備え付けのものがございますので、申請される保護者の方が阿南市教育委員会学校教育課にお越しいただくか、もしくは阿南市のホームページからダウンロードしてください。

1 提出書類　「阿南市就学援助認定(変更)申請書」
「振込口座の通帳の写し」
(金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人が分かるもの)
計2点

2 提出場所　阿南市教育委員会学校教育課(阿南市役所庁舎5階)

3 受付期間　令和５年11月27日(月)から令和５年12月15日(金)まで
※期間を過ぎた場合は、入学後に各学校で受付します。

4 注意事項

⑴ 令和５年度の所得の申告ができていない方は、必ず所得の申告をしておいてください。

⑵ 必要に応じて、以下の書類の提出を求める場合があります。
・阿南市外で課税されている場合は、令和５年度所得課税証明書
(令和５年１月１日現在の住所地が阿南市外である場合等)
・世帯状況に応じて、住民票及び戸籍謄本等

⑶ 入学準備金を該当児童の入学準備以外に使用した場合や虚偽その他不正の申請をした場合は、その認定を取り消し、既に支給した入学準備金を返還していただくことになります。

※1 「準要保護者」の認定基準

1.前年度又は当該年度において児童扶養手当の支給を受けている保護者

2.前年度又は当該年度において生活保護の停止又は廃止の措置を受けた保護者(世帯状況の変更を理由として廃止を受けた保護者を除く。)

3.児童生徒と生計を一にする世帯全員の所得額が生活保護基準額で計算された需要額の1.3倍未満の保護者

生計同一世帯…原則として住民票上同一世帯に属している方、就学や単身赴任等により同居していないが消費生活上の家計を一にしている世帯

≪目安例≫ 4人家族…父36歳、母34歳、子10歳、子5歳の場合

(世帯の年間需要額)2,074,836円 × 1.3倍 ＝ 2,697,286円

※この世帯では、世帯全員の所得額が2,697,286円以下であるかどうかで認定又は不認定の判定を行います。

※あくまでも目安です。需要額は、世帯員の人数・年齢・家賃負担の有無等により世帯ごとに異なります。

4.前年から著しい収入の減少その他特別の事由により就学援助を行うことが必要と認める保護者